

愛知県教育委員会教育長給与条例の一部改正について

このことについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき意見を知事に回答する必要があるため、教育長の職務代理者による事務の臨時代理により、「教育委員会として特に意見はない」旨の回答としましたので、別紙資料に基づき報告します。

令和元年12月23日

総務課

愛知県教育委員会教育長給与条例の一部改正の概要

第1 改正の概要

教育長の給料の額の引上げ及び期末手当の支給割合の改定

第2 改正の内容及び施行期日

1 教育長の給料の額を引き上げる。

(施行期日：令和2年4月1日)

区分	給料
現行	889千円
改正後	905千円

2 教育長の期末手当の支給割合を改正する。

(施行期日：令和元年6月1日から遡及適用)

区分	6月期	12月期	計
現行	1.675月	1.675月	3.35月
改正後	1.7月	1.7月	3.4月

第 号議案（教育委員会関係抜粋）

愛知県教育委員会教育長給与条例等の一部改正について

愛知県教育委員会教育長給与条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年十二月 日提出

愛知県知事 大村 秀章

愛知県教育委員会教育長給与条例等の一部を改正する条例

（愛知県教育委員会教育長給与条例の一部改正）

第一条 愛知県教育委員会教育長給与条例（昭和二十三年愛知県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「八十八万九千円」を「九十万五千円」に改める。

第五条ただし書中「百分の百六十七・五」を「百分の百七十」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次に掲げる規定は、令和二年四月一日から施行する。

一 第一条中愛知県教育委員会教育長給与条例第二条の改正規定

2 この条例（前項各号に掲げる規定を除く。以下同じ。）による改正後の各条例の規定は、令和元年六月一日から適用する。

3 この条例による改正後の各条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の各条例の規定に基づいて支給された期末手当は、この条例による改正後の各条例の規定による期末手当の内払とみなす。

説 明

この案を提出するのは、教育長等の期末手当の支給割合等を引き上げるため必要があるからである。

愛知県教育委員会教育長給与条例の一部改正新旧対照表

新

(給料の額)

第二条 教育長の給料の額は、月額九十万五千円以内において知事が定める額とする。

(その他の手当)

第五条 教育長には、県職員の例により、地域手当、通勤手当及び期末手当を支給する。ただし、職員の給与に関する条例（昭和四十二年愛知県条例第三号）第二十条第二項中「百分の百二十」とあるのは、「百分の百七十」とし、同条第五項において人事委員会規則で定めることとされている割合については、規則で定めるものとする。

旧

(給料の額)

第二条 教育長の給料の額は、月額八十八万九千円以内において知事が定める額とする。

(その他の手当)

第五条 教育長には、県職員の例により、地域手当、通勤手当及び期末手当を支給する。ただし、職員の給与に関する条例（昭和四十二年愛知県条例第三号）第二十条第二項中「百分の百二十」とあるのは、「百分の百六十七・五」とし、同条第五項において人事委員会規則で定めることとされている割合については、規則で定めるものとする。